

事務連絡
令和7年3月28日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室

教育データの利活用に係る留意事項（第3版）及び関連資料等
の公表について（事務連絡）

平素より、GIGA スクール構想の実現に向けて御尽力いただきまして感謝申し上げます。

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、教育データの効果的な利活用を推進しているところです。各地方公共団体においても教育データの利活用が進みつつありますが、その際には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）等の関係法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護を大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。

そこで、文部科学省では、教育委員会・学校において教育データの利活用を進めていく際に留意すべきポイントやQ&A等をまとめた、「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」（以下、「留意事項」という。）の改訂を行うとともに、関係資料の作成等を行いましたのでお知らせします。各教育委員会におかれては、本留意事項の内容を確認の上、関係資料等を適宜御活用いただき、組織内並びに所管の学校及び域内の教育委員会において、個人情報の適正な取扱い等を徹底していただくようお願いいたします。

本件につきましては、下記の事項について御確認いただくとともに、都道府県担当部局におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、市区町村教育委員会にお

かれては所管の学校に対して、周知を図ってくださいますようお願いいたします。

また、留意事項及び関連資料は、主として地方公共団体が設置する学校を念頭に置いています。今回の留意事項の改訂において、国立・私立学校が留意すべき個人情報保護法の規律（早見表）を追加していますので、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校及び学校法人に対して、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては附属の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体学校設置会社担当課におかれては認可した学校設置会社及び学校に対して、周知をいただき、教育データの利活用を進めるに当たって御活用ください。

記

1. 「教育データの利活用に係る留意事項（第3版）」について

この度、令和6年3月に公表した留意事項（第2版）を改訂し、児童生徒の個人情報を取り扱う上での留意点を具体的な事例に則した形で示した「事例編」への事例追加、国立・私立学校が留意すべき個人情報保護法の規律（早見表）の追加、令和6年12月24日付で公表した『「教育データの利活用に係る留意事項」に関する自己点検及び実態把握調査』（以下「実態把握調査」という。）の結果等を踏まえた更新等を行ったうえで、留意事項（第3版）として公表を行いました。

また、併せて「教育データの利活用に係る留意事項のポイント（リーフレット）」についても、改訂版を公表しておりますので、必要に応じて御活用ください。

（第2版からの主な更新箇所）

○「事例編」に、事例6～8を追加

ある学校においてツールを導入したシナリオに沿って、個人情報の適正な取扱い等の観点から行った主な対応を紹介しています。今回の改訂では、「心の健康状態を把握するツールの利用（事例6）」、「熱中症リスクの軽減のためのウェアラブル端末の利用（事例7）」、「体育の授業における動作解析ツールの利用（事例8）」を追加しました。

○国立・私立学校が留意すべき個人情報保護法の規律（早見表）を追加

国立・公立・私立の別により、個人情報保護法の対象規定が一部異なるところ、留意事項本文では、行政機関である公立学校を対象としています。第3版では、国立・私立学校において参照いただけるよう国立・私立学校に適用される個人情報保護法の規律等を整理した「早見表」を、別添参考資料として追加しました。

○実態把握調査の結果等を踏まえた更新

「総論編」1.4及び「Q&A編」Q(8)において、民間事業者に個人情報の取扱いを委託することに関する留意事項について追記しているほか、調査結果等を踏まえ、教育委員会・学校における分かりやすさ等の観点から一部記載を更新しました。

(添付資料)

- ・教育データの利活用に係る留意事項(第3版)
- ・教育データの利活用に係る留意事項のポイント(リーフレット)改訂版
(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

2. 教育委員会・学校向けの研修動画等について

各学校において安全・安心な教育データの利活用を進めていただくために、留意事項の内容を分かりやすく解説した「教職員向け研修動画」を作成しました。また、動画と合わせて御活用いただけるよう、学校での研修の流れの例を整理した「研修案」と「ワークシート」も作成しております。各学校の実情に合わせ、必要に応じて御活用ください。

また、「教育委員会向け研修動画」についても作成しましたので、教育委員会職員の研修等に適宜御活用ください。

(添付資料)

<教職員向け・教育委員会向け動画リンク集>

00_研修動画リンク集

<教職員向け動画・資料>

- 01_教職員向け研修動画_第1章導入(5分57秒)
- 02_教職員向け研修動画_第2章保有取得(4分45秒)
- 03_教職員向け研修動画_第3章利用提供(4分42秒)
- 04_教職員向け研修動画_第4章保管その他(6分39秒)
- 05_教職員向け研修動画_第5章まとめ(2分23秒)
- 06_教職員向け研修案・ワークシート -20分×4回研修用-
- 07_職員向け研修案・ワークシート -60分研修用-
- 08_教職員向け研修案・ワークシート -各自研修用-
- 09_教職員向け研修_スライド
- 10_教職員向け研修_資料配布用(答えスライド抜き)

<教育委員会向け動画・資料>

11_教育委員会向け研修動画（22分9秒）

12_教育委員会向け研修_スライド

3. 「個人情報の取扱いの委託に関する特記事項（例）」について

地方公共団体が学習用ソフトウェアを利用する等、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じると共に、契約書に明記すべき事項を記載して委託する必要があります。この度、個人情報保護委員会事務局にて、「個人情報の取扱いの委託に関する特記事項（例）」が公表されましたので、留意事項と併せて、域内の実情等に合わせた形で御活用ください。

（添付資料）

・「個人情報の取扱いの委託に関する特記事項（例）」

（URL） https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/

【本件担当】

（全体に関すること）

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室

（3. 「個人情報の取扱いの委託に関する特記事項（例）」に関すること）

個人情報保護委員会事務局監視・監督室